

ピックアップ 議 第 1 号

● 主要農作物種子法廃止後の 種子生産の安定供給を求める意見書

6月定例会において、「主要農作物の種子生産に係わる県条例の制定を求める意見書の提出に関する陳情書」が審査されましたが、さらなる調査研究が必要のため、全会一致で「継続審査」となりました。

静岡県や市の種子生産組合、関係事業者と意見交換を行いました。

査した結果、9月定例会において今回の陳情は全会一致で「不採択」となりました。

しかし、条例制定までは踏み込まないまでも、今後の影響や事業継続に注視していく必要性を鑑みて、左記の意見書を全会一致で可決し、県へ提出しました。

主要農作物種子法廃止後の種子生産の安定供給を求める意見書

長年、わが国の稲、麦、大豆の種子の国内自給の確保と食料の安全保障に貢献してきた主要農作物種子法（以下「種子法」という。）が、平成30年4月1日に廃止されたことにより、今後、種子価格の高騰や特定事業者による種子独占、品質低下などを招くことが懸念されている。

種子法の廃止に当たっては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食料安全保障に貢献してきたことから、優良品種の流通確保や都道府県が引き続き種子生産等に取り組むための財政措置等に万全を期すことを求める付帯決議がなされている。

また、静岡県は種子法に基づき高品質な原種・原原種の生産・供給等を担い、種子法廃止後も採種事業を継続して実施していると理解しているところである。

今回、本市議会では、県当局や菊川市種子生産組合に種子法廃止後の対応について説明を受けたところであり、その中で、県当局においては、種子法廃止後も採種事業を継続して実施する意思を伺え、また、種子生産組合においても種子を引き続き生産していく旨を伺えたところであるが、今後の影響や事業継続についても注視していく必要があるため下記の事項について強く要望する。

記

- 1 主食の安全及び安心のため、県が主体となり、引き続き米麦協会や種子生産組合と連携・協力し稲や麦等の種子の安定供給に取り組み、生産者や消費者の不安を払拭すること
- 2 米麦協会や種子生産組合等の採種事業に係わる関係者からの意見・要望については声を汲み取り採種事業を行っていくこと
- 3 種子法が廃止される前と変わらず、今後も農業振興上必要とされる採種事業に対し予算措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

静岡県菊川市議会

静岡県知事 川勝 平太 殿

県への意見書

中央新幹線建設における大井川水系の水資源の保全に関する意見書

リニア中央新幹線建設に伴う大井川の流量減少に関して、昨年10月にJR東海は「トンネル湧水の全量が大井川に戻す措置」を表明し、その後、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議の場で、その手法や監視体制等に関する有識者の知見を交えた協議が進められてきた。

私たち菊川市議会をはじめ大井川流域の市町議会は、流量の全量回復と確実な環境保全措置の実現を目指し、本年1月に8市2町の議長連名で要請書をJR東海に提出するとともに、県中央新幹線環境保全連絡会議等での協議経過を見守ってきたところである。

しかし、協議の内容を確認する中で、改めて南アルプスの複雑な地質構造に由来した地下水脈の変動、それに伴う表流水の減少、さらには地中の有害物質が及ぼす大井川の水質悪化に関して、JR東海が説明する対応策が確実に実行され、担保されるのか疑問を抱かざるを得ない。

ユネスコエコパークの認定を受け、希少な動植物が生息する南アルプスからもたらされる大自然の恵みは、今なお流域の豊かな緑を育み、清き流れとなって駿河湾をより碧く深いものになっている。この尊ぶべき自然環境を私たちは現時点だけを見据えることなく、将来に亘って引き継がれていくようにする義務がある。

よって、市民を代表し下記の事項について要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

記

- 1 将来に亘って流域住民の安全・安心な生活が確保され、企業活動の弊害が生じることのないよう、水資源及び自然環境の保全に万全を期す対策が示されるべく、国が開ることにあたって、JR東海との調整に引き続きリーダーシップをとっていただくとともに、流域自治体、利害関係者の声を汲み取っていただきたいこと
- 2 水資源及び自然環境の保全対策について、流域住民の理解を最優先とする説明がされるようJR東海に対し要請されたいこと

令和元年9月27日

静岡県菊川市議会

静岡県知事 川勝 平太 殿

ピックアップ 議 第 2・3号

● 中央新幹線建設における 大井川水系の水資源の保全に 関する意見書（国、県へ）

リニア新幹線建設に伴う、大井川の流量減少と環境悪化が心配されるなか、菊川市議会では左記の意見書を全会一致で可決し、国及び県へ提出しました。

※意見書は、市ホームページの議会のページにも掲載しています。

10月18日、正副議長が県庁を訪ね、川勝県知事に意見書を直接手渡しました。



左から川勝県知事、松本議長、鈴木副議長、宮城県議会議員